

令和 5 年度第 1 回旭川市地域公共交通会議開催に係る予算繰越について

1 経緯について

・旭川市地域公共交通会議事務処理規程第 9 条第 6 項の規定により、令和 5 年度第 1 回旭川市地域公共交通会議開催に当たり必要な経費について、本年度予算から繰り越して対応する。

2 繰越額について

繰越額 79,425 円

(内訳) 旅費 使用料 事務費 等

3 令和 4 年度予算執行見込額について 別紙のとおり

※繰越後、最終的な執行残額については旭川市に戻入する。

令和4年度 旭川市地域公共交通会議 決算見込み
(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

支出の部

(単位:円)

区 分	予算額	支出済額	支出見込額	執行残見込額	摘 要
報償費	0	0	0	0	
旅費	384,160	19,250	56,190	327,970	・市外構成員旅費
使用料及び賃借料	88,200	8,820	8,820	79,380	・交通会議会場使用料
事務費	16,280	1,430	1,430	14,850	・振込手数料
繰越金	79,425	0	79,425	0	
合計	568,065	29,500	145,865	422,200	

旭川市地域公共交通会議事務処理規程第9条第6項
交通会議の予算等について総会の議決前であっても執行することがやむを得ない経費は、あらかじめ総会で承認を得るか、前年度の繰越金予定額の範囲内で執行できることとする。